

家庭児童相談室からのお知らせです

ちょっとした不安、困ったとき、ひとりで悩まずご相談ください。



「子育てについての不安」
 「子どものことばや発達のおくれが心配」
 「配偶者、パートナーからの暴力、夫婦に関する問題」
 「近隣の家から子どもをたたく音や叫び声が聞こえる」
 「経済的な問題や病気などで養育が困難である」など



子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合みましょう。



詳しくはこちら▶

- ① 子育てに体罰や暴言を使わない
- ② 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ③ 爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④ 親自身がSOSを出そう
- ⑤ 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

【問】家庭児童相談室(子育て支援課内) 相談専用電話
☎(0879)26-9933

こんにちは赤ちゃん訪問事業

民生委員・児童委員が訪問します

乳児(生後4か月頃まで)のいるすべてのご家庭が対象です。

◇お住まいの地区の民生委員・児童委員が、おめでとうの気持ちとともに子育てに役立つ冊子「子育て応援ガイド」や記念品をご家庭までお届けに伺います。

◇育児に関する不安や悩みの相談にも応じています。

◆(お願い)出生届け時に市役所・各支所窓口でお渡ししている、「出生児連絡届」を必ず提出してください。

【問】子育て支援課
☎(0879)26-9905
国保・健康課(健康係)
☎(0879)26-9908

街角の年金相談センターの年金相談 予約不要

6月18日(火) 10:00～15:00
市役所本庁附属棟多目的室

運転免許証等の本人確認書類、基礎年金番号がわかる年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。
(代理人がお越しになる場合は委任状と委任状に押印した印鑑が必要となります)

【問】街角の年金相談センター高松オフィス
(平日8:30～17:15) ☎(087)811-6020

年金事務所の出張年金相談 予約制

5月23日(木) 10:00～15:00
寒川農村環境改善センター1階農事研修室

6月25日(火) 10:00～15:00
長尾公民館2階研修室

年金手帳、年金証書、印鑑等をお持ちください。
(代理人がお越しになる場合は委任状と委任状に押印した印鑑が必要となります)
* 予約制ですので、事前に高松東年金事務所までご連絡ください。

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室
(平日8:30～17:15) ☎(087)804-0508

【問】高松東年金事務所
さぬき市国保・健康課
☎(087)861-3866
☎(0879)26-9907

届出が必要なき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く。)	第1号被保険者となります。	・印鑑 (本人自署の場合は不要)	年金事務所 または 市役所窓口
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く。)	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	年金事務所 または 市役所窓口
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ	・印鑑 (本人自署の場合は不要) ・年金手帳	年金事務所 または 市役所窓口

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

日本年金機構からのお知らせ
こんな時には
「国民年金」の
加入手続きを